

【お知らせ】～新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて～ 受給者証等の有効期限経過後に受付される更新申請の取扱い

※ 特定医療費支給認定（更新）申請書を既に提出された方は、不要の情報となります。
東京都からの受給者証等又は審査結果のお知らせの発送をお待ちください。

特定医療費（指定難病）受給者証及びマル都医療券（以下、「受給者証等」という。）は、通常、受給者証等の有効期限経過後に更新申請が受付され認定となった場合は、受給者証等の有効期間開始は更新申請受付日からとなります（有効期間満了の翌日から更新申請受付の前日までの期間については、助成を受けられません。）。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言中、又はまん延防止等重点措置中、さらにはその解除以降においても受給者様が医療機関を受診できず、臨床調査個人票を円滑に取得できないことが想定されます。そのため、東京都では、受給者証等の有効期限が経過した後に特定医療費支給認定（更新）申請を受付した場合の取扱いを下記のとおりといたします。

なお、このお知らせにおいて「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」とは、対象地域に東京都を含むものを言います。

1 取扱い内容

受給者証等の有効期限が令和3年3月31日から同年8月31日までの方は、令和3年9月30日までに更新申請手続きを行い、認定となった際は、助成期間に空白を設けない受給者証等を交付します。

なお、このお知らせは5月14日時点で作成しているため、緊急事態宣言の終了を5月31日とした取扱い内容です。

しかし、今後、緊急事態宣言が再延長、又はまん延防止等重点措置に切り替わり再延長（以下、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を「緊急事態宣言等」という。）されることが想定されます。その場合は、「4 緊急事態宣言等が再延長された場合の取扱い」をご参照ください。

2 注意点（受給者証等の有効期限経過後に支払う医療費について）

認定の場合、通常、更新申請手続きした日から受給者証等がお手元に届くまで、約3か月かかります。令和3年9月30日までに申請手続きいただいた場合も、現在お持ちの受給者証等の有効期限が切れてから、更新後の受給者証等がお手元に届くまでの間にかかった医療費は、いったん立て替えてお支払いいただき、後日還付請求していただくこととなります。還付請求手続きに必要な書類を医療機関等で証明いただく際にかかる費用は助成対象とはなりません（すべて自己負担となります）。

3 還付請求方法（受給者証等の有効期限経過後に支払う医療費について）

立て替えた医療費については、受給者証等をお受け取りになった後、東京都へ還付請求の申請を行うことにより支給されます。還付請求手続の詳細は、東京都のホームページをご確認いただくか、下記へお問い合わせください。

（還付請求に関する問合せ先）

東京都福祉保健局保健政策部医療助成課 電話番号：03-5320-4454

（URL）<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/josei/tukaikata.html>

（東京都福祉保健局ホームページ > 医療・保健 > 医療助成 > 【受給者の方向け】難病・小児慢性特定疾病医療受給者証、マル都医療券の使い方について）

東京都 難病 支給申請 使い方

検索

4 緊急事態宣言等が再延長された場合の取扱い

東京都を対象地域とした緊急事態宣言等が再延長された場合は、認定となった際の助成期間に空白を設けない申請期限を、緊急事態宣言等の通算期間（※）により、1か月を単位に延長します。

さらに緊急事態宣言等が延長された場合も、同様の考え方で申請期限を延長します。

ただし、更新月ごとに**最大6か月を延長の限度**とします。例えば、今後、緊急事態宣言等が、引き続き6月27日以降まで再延長されたとしても、有効期限が3月31日の方の申請期限は10月31日とはならず9月30日までとなりますので、ご了承ください。

また、本取扱いは、緊急事態宣言等の発令を受けた特例的な取扱いです。緊急事態宣言等が終了すれば、本取扱いも終了となります。

■ 助成期間に空白を設けない申請期限

受給者証等の有効期限	現時点 (緊急事態宣言等の最終日が6月26日までの場合)	緊急事態宣言等が5月28日から通算して31日～60日間延長された場合 (緊急事態宣言等の最終日が6月27日から7月26日までの場合)
3月31日	9月30日	9月30日
4月30日	9月30日	10月31日
5月31日	9月30日	10月31日
6月30日	9月30日	10月31日
7月31日	9月30日	10月31日
8月31日	9月30日	10月31日
9月30日	—	10月31日

〈参考〉上記の通算期間の整理（※）

緊急事態宣言等の発令期間

- ・令和3年1月8日～令和3年3月21日 ← 2か月と14日
- ・令和3年4月12日～令和3年5月11日 ← 1か月【通算期間3か月と14日】
- ・令和3年5月12日～令和3年5月31日 ← 20日【通算期間4か月と4日】
(令和3年5月27日で通算4か月)

5 最新の情報について

最新の情報については、下記までお問合せいただくか、東京都のホームページでご確認ください。
（「東京都難病ポータルサイト」の「難病医療費助成」）

東京都 難病

検索

(URL) <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/seido/index.html>

(東京都福祉保健局 > 医療・保健 > 難病患者・被爆者の支援 > 難病ポータルサイト > 難病医療費助成制度)

【問合せ先】

東京都福祉保健局 保健政策部 疾病対策課 難病認定担当 電話番号：03-5320-4004